

民間空港運営法案を閣議決定

コンセッション本格適用へ

政府は6日の閣議で、国が全国で管理する27空港の運営を民間に委託できるようにするための民間空港運営法案を決定した。民間の資金・ノウハウを取り入れることで、硬直化した経営・財務基盤の合理化とともに、コスト削減を促し、国の財政負担の軽減につなげるのが狙い。改正PFI法で創設した公共施設等運営権制度(コンセッション方式)を活用し、14年度から運営権を民間企業に順次譲渡していく。

現在の国管理の地方空

港は、滑走路などは国が管理し、空港ビルは民間企業や第三セクターが運営している。運営主体が分離し、一体的で機動的な経営が行えないことに

体の経営を一体的に担うとして民間委託ができるよう30～50年の運営権を設定し、国と民間企業が

基本方針を策定するとともに、▽国と民間企業の適切な契約に基づく運営権の移転▽空港の管理業務、航空機の安全運行の確保など、PFI法や航空法、空港法など関係法の特例措置に関する規定を盛り込んだ。また、国管理空港だけでなく、地方自治体が管

に加え、27空港の着陸料収入をプール管理しているため、空港ごとの経営の効率化も図りにくくなっている。今回の法案では、現行の仕組みを改め、空港全

理する空港の運営権も民間に売却できるようにする。

国交省は12年度に、民間事業者や自治体などの関係者から、各空港運営の民間委託に関する具体的な提案を受け付ける。13年度に委託手法を絞り込み、14年度に民間委託を開始する予定だ。